

国鉄技第124号  
平成16年12月27日

各地方運輸局長 殿

鉄 道 局 長

### 鉄道に関する技術上の基準を定める省令等の解釈基準の一部改正について

標記について、下記のとおり改正したので、了知されるとともに貴下鉄道事業者を指導されたい。

これに伴い、「地下鉄道の火災対策の基準について」（昭和50年1月30日付け鉄総第49号の2）及び「地下鉄道の火災対策の基準の取扱いについて」（昭和50年2月14日付け鉄土第9号）は廃止する。

#### 記

鉄道に関する技術上の基準を定める省令等の解釈基準（平成14年3月8日付国鉄技第157号）別冊1「鉄道に関する技術上の基準を定める省令の解釈基準」の一部を次のように改正する。

- 15 第29条（地下駅等の設備）関係を次のように改める。
  - 15 第29条（地下駅等の設備）関係  
地下駅等における火災対策は、以下のとおりとする。
- 1 適用等について
    - (1) この基準は、地下駅及び地下駅に接続するトンネルに対し適用する。
    - (2) この基準において「地下駅」とはプラットホームが地下にある駅（山岳地帯に設けられるものを除く。）をいう。
  - 2 建造物等の不燃化
    - (1) 建造物は、次に定めるところにより不燃化するものとする。  
構造材、内装（下地を含む。）は、建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料（以下「不燃材料」という。）を使用するものとする。ただし、運転指令所、電力指令所、信号取扱所、防災管理室等の居室（以下「居室」という。）の床及び壁（床面から高さが1.2メートル以下の仕上げの部分に限る。）の内装は、

できる限り不燃化するものとする。

机、ロッカー等の調度品は、可燃性のものを努めて使用しないものとする。

変電所、配電所及び機械室は、他の部分と耐火構造の床、壁又は防火戸で区画するとともに、区画をケーブル等が貫通する場合は、貫通部の隙間を不燃材料で埋めるものとする。

なお、防火戸は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備である防火戸（以下「防火戸」という。）とし、ドアクローザ等の自動閉鎖装置を有するものとする。

- (2) 売店（簡易型に限る。）は、構造材、内装、書棚等を不燃化するものとする。

### 3 防災管理室の整備

- (1) 駅には、情報の収集、連絡及び命令の伝達、旅客への案内放送並びに防火シャッター等の監視及び制御を行う係員が常時勤務する防災管理室を設けるものとする。

この場合、防災管理室の設置位置は駅務室に併設することが望ましい。

- (2) 防災管理室には、常用する電源が停止した場合、非常電源により点灯する照明設備を設けるものとする。
- (3) 非常電源は、蓄電池設備又は自家発電設備とする。以下の非常電源についても同様とする。

### 4 警報設備、通報設備、避難誘導設備等の整備

#### (1) 警報設備

駅には、自動火災報知設備を設け、防災管理室にその受信機を設けるものとする。

自動火災報知設備の感知器の設置場所は、居室、売店、変電所、配電所、機械室等とし、自動火災報知設備には非常電源を附置するものとする。

#### (2) 通報設備

駅には、次の設備を設けるものとする。

- (ア) 防災管理室と消防、警察、運転指令所、電力指令所、駅内各所（居室、プラットホーム両端部及び駅が管理する区域内で連絡上主要な場所）及び関係隣接建築物との間で連絡できる通信設備

- (イ) 防災管理室で統轄できる放送設備（防災管理室から放送可能な範囲は、プラットホーム、コンコース、通路等駅が管理する区域とする。）

#### (ウ) 無線通信補助設備

駅間には、列車及びトンネルから運転指令所に連絡できる通信設備をトンネル内に250メートル以内の間隔で設けるものとする。

通信設備及び放送設備には、非常電源を附置するものとする。

#### (3) 避難誘導設備

駅には、次の設備を設けるものとする。

- (ア) プラットホームから地上までの異なる2以上の避難通路

異なる避難通路とは、一の避難通路の歩行経路の全てにおいて他の避難通路と重複しないものとする。

この場合において、避難通路（階段は、螺旋階段ではない構造のものに限る。）は、旅客が地上に安全に避難できるものとし、かつ、地上までの延長をできるだけ短くするものとし、プラットホームの末端から直近の避難通路への出入口までの距離はできる限り短くするものとし、かつ、原則としてプラットホームから上ることのみにより地上に到達できるものとする。ただし、プラットホームから下って隣接構造物に避難する場合又は相対式ホームで一のプラットホームから他のプラットホームへ下る連絡通路であって線路間に煙の流動を妨げるものを設けた場合は、この限りでない。

(1) 居室の各部分から避難口までの距離は、100m以下とする。

(ウ) 常用する電源が停止した場合は、非常電源により即時に自動的に点灯し、床面の主要部分において1ルクス以上の照度を確保することができる照明設備

(I) 避難口誘導灯及び通路誘導灯

避難口誘導灯及び通路誘導灯に関する技術上の基準は、消防法施行令第26条第2項の規定によるものとする。

ただし、プラットホームの末端から直近の避難通路への出入口までの距離が長い場合は、床面、壁面下部等に通路誘導灯を設置するものとする。

駅間には、次の設備を設けるものとする。

(ア) 常用する電源が停止した場合は、非常電源により速やかに点灯し、避難の際通路になる部分の路面の主要部分において1ルクス以上の照度を確保することができる照明設備

(イ) 非常電源による照明設備に近接した位置に駅又はトンネル口までの距離及び方向を示す標識

標識は、避難の際通路になる部分の路面から高さが1.5メートル以下の位置に、間隔100メートル以内ごとに、識別が十分可能なように設けるものとする。

(ウ) 避難の際通路となる部分は、避難に支障ない構造とするものとする。

(4) 排煙設備

駅及び駅間には、旅客が安全に避難できるよう必要に応じて排煙を有効に行える設備を設けるものとする。

(ア) 排煙設備の必要排煙量等については、別紙第7により算出するものとする。

(イ) 排煙設備は、機械換気設備を兼用してもよい。

(ウ) トンネルの縦断線形により自然換気口によってもトンネルの排煙効果が十分期待できる場合は、排煙機を設けなくてもよい。

(I) 電源を必要とする排煙設備には、非常電源を附置するものとする。

駅には、プラットホームと線路との間、階段、エスカレーター等の部分に必要に応じて垂れ壁等の煙の流動を妨げるものを設けるものとする。

この場合において、煙の流動を妨げるものとは、天井面から下方に突出した垂れ壁その他これと同等以上に煙の流動を妨げる効力のあるもの（感知器との連動に

より降下し、かつ、防災管理室からの遠隔操作によっても作動できるものを含む。)で、不燃材料で造られ、又は覆われたものとする。

(5) 防火戸等

駅と他線の駅(同一のプラットフォームを使用するものを除く。)、地下街等との地下における連絡箇所には、防火戸等(開き戸若しくは引き戸を付置した防火戸又は防火シャッター(上下動するものに限る。))。以下の防火戸等も同じ。)を設けるものとする。

プラットフォームの避難階段部等及び旅客が安全に避難できるように必要な箇所には、防火戸等を設けるものとする。

この場合において、防火シャッターは、建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備である防火シャッターとし、床面からの高さ2メートルまでは、感知器との連動により降下し、かつ、防災管理室からの遠隔操作によっても降下できるものとする。さらに当該防火シャッターの設けられている場所で係員の操作により閉鎖する二段落としの構造とする。なお、防火シャッターの降下及び閉鎖の確認は、防災管理室で行えるものとする。

(6) その他

駅には、空気呼吸器を常備するものとする。この場合において、空気呼吸器は、JIS T 8155、JIS T 8156 又は JIS M 7601 のものとし、旅客の救助、消火及び消防関係職員の案内等の作業に携わる係員数以上の数を常備するものとする。

変電所には、原則として、専用の換気設備を設けるものとする。ただし、既設の変電所で専用の換気設備を設けることが困難な場合は、換気口に防火ダンパーを設けるものとする。

売店は、旅客の避難に支障となる箇所及びプラットフォームの末端から直近の避難通路への出入口までの間にはこれを設けてはならない。

コンビニ型売店は、防火・防煙区画化を行うものとする。

地下駅の地下4階以下の階で、当該地下4階以下の床面積の合計が1000平方メートル以上のものには、地下4階以下の階ごとに非常コンセント設備を設けるものとする。

非常コンセント設備には、非常電源を附置するものとする。

5 消火設備の整備

(1) 駅には、次に掲げる設備をそれぞれ ~ に定めるところにより設置するものとする。

消火器

消火器は、駅のうち消火活動上必要と認められる箇所に消防法施行令第10条第2項及び第3項の規定により設けるものとする。

屋内消火栓設備

屋内消火栓設備は、駅のうち消火活動上必要と認められる箇所に消防法施行令第11条第3項及び第4項の規定により設けるものとし、非常電源を附置するものとする。

連結散水設備又は送水口を附置したスプリンクラー設備

居室（運転保安に関するものを除く。）等には消防法施行令第12条第2項並びに第28条の2第2項の規定により、連結散水設備又は送水口を附置したスプリンクラー設備を設けるものとする。

コンビニ型売店には、消防法施行令第12条第2項の規定により送水口を附置したスプリンクラー設備を設けるものとする。

連結送水管

駅の連結送水管の放水口は、プラットホーム、コンコース及び通路で消火活動上必要と認められる箇所に設けるものとする。連結送水管は、消防法施行令第29条第2項の規定により設けるものとする。ただし、送水口を附置した屋内消火栓設備が設けられ、消火活動上有効であると認められる場合は、この限りでない。

- (2) 駅間には、隣接する駅のプラットホームに設けられた連結送水管の放水口相互間の距離が500メートルを超える場合は、連結送水管を設けるものとする。

連結送水管の放水口の間隔は、消火活動上必要と認められる間隔で消防法施行令第29条第2項の規定により設けるものとする。

## 6 火災対策設備の整備

火災対策設備は、1年に1回を基本として動作確認等を行い、整備した設備でなければならない。

## 7 地下駅には、旅客に対して次に掲げる事項を周知するための表示設備を設けるものとする。

- (1) トンネル内走行中の列車に火災が発生した場合は、次の停車場まで走行し避難することを基本としていること
- (2) 列車の前後から避難することができること
- (3) 非常時の避難経路図等旅客の安全な避難に必要な事項

## 8 地下駅には、係員の火災発生時の対応、教育・訓練及び消防機関との連携に関する以下の事項を定めたマニュアル等を備えておくものとする。この場合、消防機関と十分協議を行った上で定めるものとする。

- (1) 係員の火災発生時の対応に関すること
- (2) 係員に対する教育・訓練（主に初期消火、避難誘導等の訓練を行うことをいう。）について、その実施方法等
- (3) 消防活動上有効な情報について、消防機関への提供に関すること

- 2 第41条(電車線路等の施設等)関係9の次に次のように加える。

9の2 長大なトンネル(市街地の地下に設けるトンネルであって一つのトンネルの長さが1.5kmを超えるもの、市街地の地下以外に設けるトンネルであって一つのトンネルの長さが2kmを超えるもの及びトンネル内に駅を設置するトンネルであってトンネル内の駅間距離(ホーム端距離をいう。)又はトンネル端と最寄駅のホーム端との距離が1kmを超えるもの。9の4並びに第46条関係の解釈基準24(3)及び58において同じ。)内等に設けるき電線(架空き電線を除く。9の2において同じ。)は、次に掲げるところにより施設することとする。

(1) 使用する電線は、使用電圧に応じたケーブルであること。

(2) き電線には次に掲げるいずれかの耐燃措置を施すこと。

不燃性又は自消性のある難燃性の被覆を有するケーブルを使用すること。

不燃性又は自消性のある難燃性の延焼防止テープ、延焼防止シート、延焼防止塗料その他これらに類するものでケーブルを被覆すること。

不燃性又は自消性のある難燃性の管又はトラフに収めてケーブルを施設すること。

9の3 9の2(2)における「不燃性」及び「自消性のある難燃性」は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 不燃性

建築基準法第2条第9号の不燃材料で造られたもの又はこれと同等以上の性能を有するものとする。

(2) 自消性のある難燃性

電線の被覆又は電線を被覆した状態における延焼防止テープ、延焼防止シート、延焼防止塗料その他これらに類するものの場合

電気用品の技術上の基準を定める省令(昭和37年通商産業省令第85号)別表第一附表第二十一耐燃性試験に適合すること又はこれと同等以上の性能を有すること。

管又はトラフの場合

電気用品の技術上の基準を定める省令別表第二附表第二十四の耐燃性試験に適合すること又はこれと同等以上の性能を有すること。

9の4 長大なトンネル内等に設けるき電線(架空き電線を除く。9の4において「き電線」という。)が、他のき電線、送配電線、弱電流電線等若しくは水管と接近し、又は交差する場合における離隔距離は、次の表に掲げる数値以上とすること。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) き電線と、他のき電線、送配電線、弱電流電線等及び水管との間に堅ろうな耐火性の隔壁を設けるとき。

(2) き電線が弱電流電線等と接近し、又は交差する場合において、当該き電線を堅ろうな不燃性又は自消性のある難燃性の管又はトラフに収め、当該管又はトラフが当該弱電流電線等と直接接触しないように施設するとき。

(3) き電線が弱電流電線等と接近し、又は交差する場合において、当該弱電流電線等が不燃性若しくは自消性のある難燃性の材料で被覆した光ファイバケーブルであるとき

又は不燃性若しくは自消性のある難燃性の管若しくはトラフに収めた光ファイバケーブルであるとき。

- (4) き電線が弱電流電線等と接近し、又は交差する場合において、当該き電線が低圧のものであり、かつ、当該弱電流電線等が9の2(2)に準じた耐燃措置を施すものであるとき。
- (5) き電線が弱電流電線等と接近し、又は交差する場合において、当該高圧又は特別高圧のき電線と、9の2(2)に準じた耐燃措置を施す当該弱電流電線等が直接接触しないように施設するとき。
- (6) き電線が水管と接近し、又は交差する場合において、当該き電線を堅ろうな不燃性又は自消性のある難燃性の管又はトラフに収めるとき。
- (7) き電線が他のき電線又は送配電線と接近し、又は交差する場合において、それぞれが次のいずれかに該当するとき。  
 自消性のある難燃性の被覆を有するとき。  
 堅ろうな自消性のある難燃性の管又はトラフに収めるとき。
- (8) き電線が他のき電線又は送配電線と接近し、又は交差する場合において、そのいずれかが不燃性の被覆を有するとき。
- (9) き電線が他のき電線又は送配電線と接近し、又は交差する場合において、そのいずれかを堅ろうな不燃性の管又はトラフに収めるとき。

単位 メートル

他の電線、水管 き電線	トンネル内等に設ける き電線			トンネル内等に設ける送配電線	トンネル内等に設ける弱電流電線等		トンネル内等に設ける水管
	特別高圧	高圧	低圧		一般の場合	170kV未満で、弱電流電線等の管理者の承諾を得た場合	
特別高圧		0.15	0.15	0.15	0.15	0.1	0.15
高圧	0.15		0.15	0.15	0.15	0.1	0.15
低圧	0.15	0.15		0.15	接触しないこと	接触しないこと	接触しないこと

9の5 9の4における「不燃性」及び「自消性のある難燃性」は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 不燃性

建築基準法第2条第9号の不燃材料又はこれと同等以上の性能を有するもの。

(2) 自消性のある難燃性

き電線又は送配電線の被覆の場合

IEEE Std. 383-1974の燃焼試験に適合すること又はこれと同等以上の性能を有すること。

光ファイバケーブルの被覆の場合

電気用品の技術上の基準を定める省令別表第一附表第二十一耐燃性試験に適合すること。

管又はトラフの場合

電気用品の技術上の基準を定める省令別表第二附表第二十四耐燃性試験に適合すること又はこれと同等以上の性能を有すること。ただし、管が二重管として製品化

されているものにあつては、電気用品の技術上の基準を定める省令別表第二 1 .  
(4)トの耐燃性試験に適合すること。

- 6 第 4 6 条 (送電線路及び配電線路の施設) 関係 1 7 (2)の次に次のように加える。

(3) 地中送配電線を暗きょ式により施設する場合は、暗きょにはこれに加わる自動車その他の重量物の圧力に耐えるものを使用し、かつ、地中電線に第 4 1 条関係の解釈基準 9 の 2 (2)に掲げるいずれかの耐燃措置を施すこと。

- 6 第 4 6 条 (送電線路及び配電線路の施設) 関係 2 4 ( 1 ) ただし書中「鋼体が装ケーブル」を「鋼帯が装ケーブル」に改め、同条関係 2 4 (2)の次に次のように加える。

(3) 長大なトンネル内等に設ける送配電線にケーブルを使用する場合は、第 4 1 条関係の解釈基準 9 の 2 (2)に掲げるいずれかの耐燃措置を施すこと。

- 6 第 4 6 条 (送電線路及び配電線路の施設) 関係 5 3 列記以外の部分中「地上送配電線又は地中送配電線と他の地上送配電線又は地中送配電線、地中に設ける水管等との」を「地上送配電線 (100kV以下に限る。以下同じ。) 又は地中送配電線が、他の地上送配電線、他の地中送配電線、弱電流電線等、水管若しくは可燃性若しくは有毒性の流体を内包する管 (以下「ガス管」という。) と接近し、又は交差する場合における」に、「場合」を「とき」に改め、同条関係 5 3 (1)中「他の地上送配電線又は地中送配電線、地中に設ける水管等」を「他の地上送配電線、他の地中送配電線、弱電流電線等、水管及びガス管」に、「場合」を「とき。」に改め、同条関係 5 3 (2)中「地上送配電線」を「地上送配電線又は地中送配電線が、地上又は地中に設ける弱電流電線等又はガス管と接近し、又は交差する場合において、当該地上送配電線」に、「石、コンクリート等の不導体の管、トラフ、暗きょ等に収めて」を「堅ろうな不燃性又は自消性のある難燃性の管又はトラフに収め、当該管又はトラフが地上又は地中に設ける当該弱電流電線等又はガス管と直接接触しないように」に、「場合」を「とき。」に改め、同条関係 5 3 (3)中「地中に設ける」を「地上送配電線又は地中送配電線が、弱電流電線等と接近し、又は交差する場合において、当該」に、「又は」を「若しくは」に、「場合」を「とき又は不燃性若しくは自消性のある難燃性の管若しくはトラフに収めた光ファイバケーブルであるとき。」に改め、同条関係 5 3 (3) の次に次のように加える。

(4) 地上送配電線又は地中送配電線が、地上又は地中に設ける弱電流電線等と接近し、又は交差する場合において、当該地上送配電線又は地中送配電線が低圧のものであり、かつ、当該地上又は地中に設ける弱電流電線等が第 4 1 条関係の解釈基準 9 の 2 (2)に準じた耐燃措置を施すものであるとき。

(5) 地上送配電線又は地中送配電線が、地上又は地中に設ける弱電流電線等と接近し、又は交差する場合において、当該高压又は特別高压の地上送配電線又は地中送配電線と、第 4 1 条関係の解釈基準 9 の 2 (2)に準じた耐燃措置を施す当該地上又は地中に設ける弱電流電線等が直接接触しないように施設するとき。

- (6) 地上送配電線又は地中送配電線が、地上又は地中に設ける水管と接近し、又は交差する場合において、当該地上送配電線又は地中送配電線を堅ろうな不燃性又は自消性のある難燃性の管又はトラフに収めるとき。
- (7) 地上送配電線又は地中送配電線が、他の地上送配電線又は地中送配電線と接近し、又は交差する場合において、それぞれが次のいずれかに該当するとき。
  - 自消性のある難燃性の被覆を有するとき。
  - 堅ろうな自消性のある難燃性の管又はトラフに収めるとき。
- (8) 地上送配電線又は地中送配電線が、他の地上送配電線又は地中送配電線と接近し、又は交差する場合において、そのいずれかが不燃性の被覆を有するとき。
- (9) 地上送配電線又は地中送配電線が、他の地上送配電線又は地中送配電線と接近し、又は交差する場合において、そのいずれかを堅ろうな不燃性の管又はトラフに収めるとき。

- 6 第46条(送電線路及び配電線路の施設)関係53の表中「他の地上送配電線又は地中送配電線、地中に設ける水管等」を「他の電線、水管又はガス管」に、「地中に」を「地上又は地中に」に改め、同条関係53の次に次のように加える。

53の2 第41条関係の解釈基準9の5の規定は、53に定める「不燃性」及び「自消性のある難燃性」について準用する。

- 6 第46条(送電線路及び配電線路の施設)関係57の次に次のように加える。

58 長大なトンネル内等に設ける送配電線(ケーブル工事により施設するものに限る。58において「送配電線」という。)が、他の送配電線、弱電流電線等若しくは水管と接近し、又は交差する場合における離隔距離は、次の表に掲げる数値以上とすることとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 送配電線と、他の送配電線、弱電流電線等及び水管との間に堅ろうな耐火性の隔壁を設けるとき。
- (2) 送配電線が弱電流電線等と接近し、又は交差する場合において、当該送配電線を堅ろうな不燃性又は自消性のある難燃性の管又はトラフに収め、当該管又はトラフが当該弱電流電線等と直接接触しないように施設するとき。
- (3) 送配電線が弱電流電線等と接近し、又は交差する場合において、当該弱電流電線等が不燃性若しくは自消性のある難燃性の材料で被覆した光ファイバケーブルであるとき又は不燃性若しくは自消性のある難燃性の管若しくはトラフに収めた光ファイバケーブルであるとき。
- (4) 送配電線が弱電流電線等と接近し、又は交差する場合において、当該送配電線が低圧のものであり、かつ、当該弱電流電線等が、第41条関係の解釈基準9の2(2)に準じた耐燃措置を施すものであるとき。
- (5) 送配電線が弱電流電線等と接近し、又は交差する場合において、高圧又は特別高圧の送配電線と、第41条関係の解釈基準9の2(2)に準じた耐燃措置を施す当該弱電流電線等が直接接触しないように施設するとき。
- (6) 送配電線が水管と接近し、又は交差する場合において、当該送配電線を堅ろうな不

燃性又は自消性のある難燃性の管又はトラフに収めるとき。

(7) 送配電線が他の送配電線と接近し、又は交差する場合において、それぞれが次のいずれかに該当するとき。

自消性のある難燃性の被覆を有するとき。

堅ろうな自消性のある難燃性の管又はトラフに収めるとき。

(8) 送配電線が他の送配電線と接近し、又は交差する場合において、そのいずれかが不燃性の被覆を有するとき。

(9) 送配電線が他の送配電線と接近し、又は交差する場合において、そのいずれかを堅ろうな不燃性の管又はトラフに収めるとき。

単位 メートル

他の電線、水管 送配電線	トンネル内等に設ける送配電線			トンネル内等に設ける弱電流電線等		トンネル内等に設ける水管
	特別高圧	高圧	低圧	一般の場合	170kV未満で、弱電流電線等の管理者の承諾を得た場合	
特別高圧		0.15	0.15	0.15	0.1	0.15
高圧	0.15		0.15	0.15	0.1	0.15
低圧	0.15	0.15		接触しないこと	接触しないこと	接触しないこと

59 第41条関係の解釈基準9の5の規定は、58に定める「不燃性」及び「自消性のある難燃性」について準用する。

- 4 第74条（旅客用乗降口の構造）関係4(5) 中「走行する車両（）」の下に「専ら複線区間その他の車両側面からの避難が可能な区間を走行する車両及び」を加え、同条関係4(6)中「及び取扱方法は、」を「、取扱方法及び注意事項を」に改める。

- 19 第83条（車両の火災対策）関係1(2)の表を次のように改める。

部 位	一般旅客車	地下鉄等旅客車及び 新幹線旅客車	特殊鉄道（備考10）					
			モ	ア	ム	サ	フ	
屋根	屋根 (備考1)	金属製又は、金属と同等以上の不燃性(備考2)	不燃性		モ			モ
			金属製又は金属と同等以上の不燃性					
	屋根上面	難燃性の絶縁材料で覆われていること（架空電車線（特高圧の電車線を除く）区間を走行する旅客電車に限る）						
	屋根上面に取り付けられた機器及び金具類	取付部が車体に対して絶縁され、又は表面が難燃性の絶縁材料により覆われていること（架空電車線（特高圧の電車線を除く）区間を走行する旅客電車に限る）						

外板	妻部	難燃性 表面の塗装(備考6)には不燃性の材料を使用すること。	不燃性 表面の塗装(備考6)には不燃性の材料を使用すること。		毛		毛
	妻部以外	不燃性又は表面が不燃性の材料で覆われたもの(備考3)であり、表面の塗装(備考6)には不燃性の材料を使用すること。	不燃性 表面の塗装(備考6)には不燃性の材料を使用すること。		毛		毛
客室	天井	不燃性又は表面が不燃性の材料で覆われたもの(備考3)であり、表面の塗装(備考6)には不燃性の材料を使用すること。	不燃性 放射熱に対する耐燃焼性を有し、かつ、耐溶融滴下性があること。 (備考5) 表面の塗装(備考6)には不燃性の材料を使用すること。	不燃性 表面の塗装(備考6)には不燃性の材料を使用すること。	地	(備考4)	地
	内張	不燃性又は表面が不燃性の材料で覆われたもの(備考3)であり、表面の塗装(備考6)には不燃性の材料を使用すること。	不燃性 表面の塗装(備考6)には不燃性の材料を使用すること。		毛		毛
断熱材及び防音材			不燃性		毛		毛
床	床	煙及び炎が通過するおそれの少ない構造			毛		毛
	床の上敷物	難燃性			毛		毛
	床上敷物下の詰め物(備考7)	極難燃性			毛		毛
	床板	金属製又は金属と同等以上の不燃性(備考2)			毛		毛
	床下面(備考8)	不燃性又は表面が金属で覆われたもの	不燃性又は表面が金属で覆われたもの、かつ表面の塗装(備考6)は不燃性	表面の塗装(備考6)は不燃性	毛		毛

床下の機器箱（備考9）			不燃性、ただし、絶縁の必要がありやむを得ない理由がある場合は難燃性	モ				モ
座席	表地	難燃性						
	詰め物		難燃性	モ				モ
	下方に電熱器を設けている場合		発熱体と座席の間に不燃性の防護板を設ける	モ				モ
日よけ	日よけ	難燃性		普	普	普	普	普
ほろ	ほろ		難燃性					モ

備考1 「屋根」とは、車体の上部構造のうち雨樋又は雨切りよりも上の部分をいうが、雨樋又は雨切りが車体中心線から車体最大幅の三分の一の距離より内側にある場合は、車体中心線からそれぞれ車体最大幅の三分の一の距離までの部分をいう。ただし、屋根の一部が妻部の外板と一体となっているものは、当該部分は(2)の表中「外板」中の「妻部」とする。

備考2 「屋根」及び「床」中の「同等以上の不燃性」とは、現在屋根及び床板に使用している金属と同等又はそれ以上の不燃性の性能を意味しており、鉄道車両用材料の燃焼性規格で規定する不燃性とは異なる。

備考3 「表面が不燃性の材料により覆われたもの」には、不燃性でない材料を金属等不燃性の材料によりだき合わせたものを含む。

備考4 案内軌条式鉄道のうち、地下式構造の鉄道及び長大なトンネルを有する鉄道に使用する車両の「天井」は、地下鉄旅客車等の規定によること。

備考5 「放射熱に対する耐燃焼性を有し、かつ、耐溶融滴下性があること」とする材料には、天井材のほか客室上部に設備されている空調吹き出し口等の主要な設備を含む。ただし、材料が小さい等の理由により延焼拡大に影響を及ぼさないものを除く。

備考6 「表面の塗装」とは、多重塗装の場合には最外層の塗装をいう。

備考7 「床上敷物下の詰め物」とは、キーストン構造の床に詰めるものをいうが、金属と金属の間又は金属と床敷物の間に挟まれたハードボード、耐水ベニヤ等もこの規定の詰め物に含まれる。

備考8 床下に設置した機器から発生する熱風が床下面に影響を与えないよう、床下面の下に金属板を取り付けた場合には、当該金属板を「床下面」とみなす。

備考9 「床下の機器箱」には、リレー等のカバーは含まない。

備考10 (2)の表中、特殊鉄道欄の種類の略称は、次のとおりとする。

- モ：懸垂式鉄道及び跨座式鉄道
- ア：案内軌条式鉄道
- ム：無軌条電車
- サ：鋼索鉄道
- フ：浮上式鉄道

- 19 第83条（車両の火災対策）関係1(3)中「試験方法」を「試験方法」に改め、同条関係1(4)中「備えること。」の下に「また、消火器の所在場所を乗客に見やすいように表示すること。ただし、消火器本体が乗客から見えやすい所へ備えられている場合は、この限りでない。」を加え、同条関係1(4)を同(6)とし、同条関係1(3)の次に次のように加える。

(4)(2)の表中、「耐溶融滴下性があること」とは、鉄道車両用非金属材料の試験方法において、アルコール燃焼後の材料表面が平滑性を保っているものをいう。

- (5) (2)の表中、「耐燃焼性」とは、以下の鉄道車両用非金属材料の試験方法 により、次表の規格による。

総発熱量 (MJ/m <sup>2</sup> )	着火時間 (秒)	最大発熱速度 (kW/m <sup>2</sup> )
8以下	-	300以下
8を超え30以下	60以上	

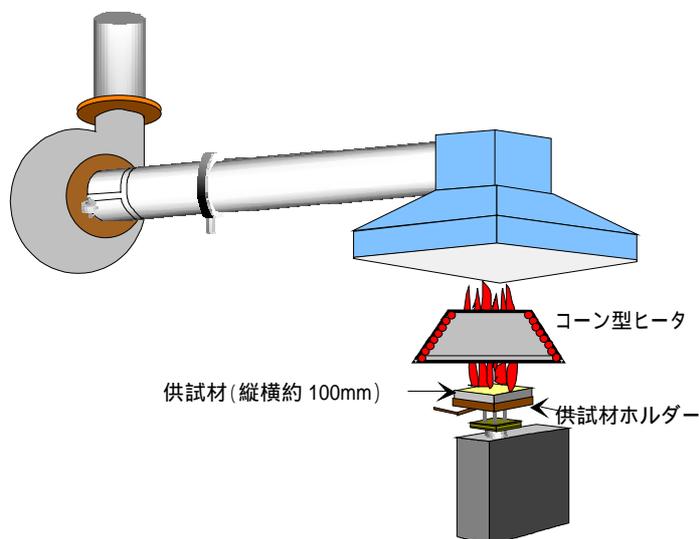
#### 試験方法

鉄道車両用非金属材料の試験方法 は、図に示すとおりISO 5660-1：2002に準じた方法により、縦横約100mmの正方形で厚さ50mmまでの大きさで表面が平坦な供試材とし、放射熱50kW/m<sup>2</sup> で10分間行う。

試験は、供試材3枚の最大発熱速度の平均値と各供試材の最大発熱速度の差が10%未満であることを確認し、10%未満の場合は当該3枚の供試材のデータを採用する。10%以上となる場合には、更に供試材3枚の試験を行い、これらの供試材6枚のうち、最大発熱速度の最大値と最小値を除く4枚の供試材のデータを採用する。燃焼判定は、試験時間中に計測された総発熱量 (MJ/m<sup>2</sup>) 及び最大発熱速度 (kW/m<sup>2</sup>) 並びに着火時間 (秒) で行う。

着火時間 (秒) は、試験片から炎が確認されてから10秒以上炎が存在した場合を着火とみなし、試験開始から最初に着火が確認されるまでの時間とする。

試験方法 略図



- 19 第83条 (車両の火災対策) 関係1の次に次のように加える。

- 2 地下鉄等旅客車、新幹線旅客車、懸垂式鉄道旅客車、跨座式鉄道旅客車、案内軌条式鉄道旅客車 (地下式構造の鉄道及び長大なトンネルを有する鉄道に使用する車両に限る。) 及び浮上式鉄道旅客車の連結する車両客室間には、通常時閉じる構造の機能を有す

る貫通扉などを設けること。ただし、連結部が乗務員室となる場合の貫通口の扉は、容易に閉じることができる構造でよい。

- 2 2 第 8 6 条（動力車を操縦する係員が単独で乗務する列車等の車両設備）関係 1 (7) の次に次のように加える。

専ら地下式構造で建築限界と車両限界の間隔が小さい区間を走行する旅客車にあつては、運転室から列車後部乗務員室（貫通口が設けられた乗務員室に限る。）と隣接する客室間の扉の施錠を解除できる機能を有すること。

- 2 2 第 8 6 条（動力車を操縦する係員が単独で乗務する列車等の車両設備）関係 1 (8) を同条関係 1 (10) とし、同条関係 1 (7) を同(9)とし、同条関係 1 (6) の次に次のように加える。

(7) 専ら地下式構造で建築限界と車両限界の間隔が小さい区間を走行する旅客車には、列車の最後部となる貫通口の扉の近傍に当該貫通扉の開放方法を表示すること。

(8) 車両の内側に設けた手動により扉を開くことができる装置の所在場所等の表示を行わない車両は、客室から乗務員との連絡が確保できない場合に運転指令等と連絡ができる機能及び運転指令等から客室へ車内放送ができる機能を備えること。

- 2 2 第 8 6 条（動力車を操縦する係員が単独で乗務する列車等の車両設備）関係 2 (2) の次に次のように加える。

〔基本項目〕 1 (7) ~ (8) 及び(9) の規定によること。

- 1 7 第 1 0 8 条（列車の危難防止）関係本文中に見出しとして「1 気象等の状況による危難防止措置」を付し、1 の次に次のように加える。

2 地下式構造の鉄道における列車火災等発生時の危難防止措置

地下駅等を走行中の列車又は地下駅等に火災が発生した場合における列車の危難防止、旅客の安全・迅速な避難のため、以下の内容を定めておくこと。この場合において、施設等の状況により個別の取扱いを行うときは、その取扱いを明確にしておくこと。

(1) 走行中の列車に火災が発生した場合は、原則として次の停車場又はトンネルの外まで走行すること

(2) 関係列車を最寄の停車場に停止させ、出発させないこと

(3) 火災が発生している列車が停車場に停車中及び停車場において火災が発生している場合は、原則として当該停車場に接近する列車を当該停車場に停止させないこと

別紙第 6 の次に、次の別紙を加える。